

(2) 対象となる実費徴収額の範囲

- ① 副食材料費（教育標準時間認定子ども（法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分について法第 20 条第 1 項に規定する認定を受けたもの）に限る。）
- ② 食材料費以外の実費徴収額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 13 条第 4 項及び第 43 条第 4 項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。）

(3) 実施方法

実施方法は、以下のいずれかの方法による。

- ① 対象者に係る（2）の実費徴収額を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村が当該軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法
- ② 対象者が施設・事業所に支払った（2）の実費徴収額について、市町村より対象者に対して当該実費徴収額に相当する額を補助する方法

4 費用

本事業に要する費用の一部については、国は別に定めるところにより補助するものとする。